

再生紙の古紙配合率偽装問題における  
グリーンプリンティングマーク（GPマーク）の表示条件の臨時的措置の解除について

社団法人日本印刷産業連合会（会長 山口政廣）では、平成 20 年 1 月から表面化した製紙会社各社による再生紙の古紙配合率偽装問題を重要視し、印刷製品を認定するグリーンプリンティング製品認定制度において、環境配慮印刷製品であることを示す GP マークの表示基準から、「用紙」のグリーン原則（グリーン基準）の 6 項目を外すという「臨時的措置」を、平成 20 年 2 月 1 日から継続してまいりました。

今般、製紙業界自らの検証システム、国や環境団体等のこれら問題に対する取組み等が進んで来たことから、下記のとおり臨時的措置を解除することといたしましたので、関係各位にお知らせ申し上げます。

記

1. 臨時的措置解除の対象

日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準

並びにグリーンプリンティング認定制度 - オフセット印刷部門 -

2. 臨時的措置解除の内容

環境配慮印刷製品であることを示す GP マークの表示基準から、「用紙」のグリーン原則（グリーン基準）の以下の 6 項目を外していたものを解除する。

【対象外から表示基準に戻すグリーン原則 6 項目（基準の概要）】

再生循環資源を利用した紙の使用（古紙配合率 70%以上等）

白色度の考慮（非塗工紙は白色度 80%程度以下）

塗工量の考慮（塗工量 30g/m<sup>2</sup>以下）

塩素ガス不使用パルプの使用（ECF 漂白パルプ）

有害物質を含有しない（アミンが一定量を超えて検出されないこと）

再生紙の製造に積極的に取り組んでいる企業からの調達（古紙を再生紙資源として積極的に受け入れている企業から調達）

\* これに、古紙リサイクルを促進する基準である「古紙リサイクル適性ランクリストが A または B ランクの内用紙である」を加えたものが、GP マーク表示のための「用紙」としての基準となる。

### 3. 臨時的措置解除の理由

- (1) 再生紙の古紙配合率偽装問題発覚後、日本製紙連合会が中心となり、「古紙パ  
ルプ等配合率検証制度」が平成 20 年 7 月 1 日よりスタートし、約 10 ヶ月が経  
過したこと。
- (2) グリーン購入法に基づく特定調達物品等においても、印刷用紙の基準が従来  
どおり決められていること。
- (3) エコマークにおいても、信頼確保に係る証明方法の強化を盛り込んだ認定基  
準の改定が行われ、印刷用紙の審査が再開されていること。
- (4) 臨時的措置を長期間にわたって継続することは、グリーンプリンティング認  
定制度そのものの信頼性を欠くこととなるため、上記(1)～(3)の状況に  
鑑み、臨時的措置を解除することが望ましいこと。

以上のことから、再生紙の古紙配合率偽装問題から派生した問題には、本制度も  
含めて十分に対応していないと認識しているものの、製品情報そのものに対する疑  
念や再生紙等紙の流通の混乱もある程度解消されているものとみなし、臨時的措置  
を解除し、正常な状態に戻すこととした。

なお、基準適合性の判断のあり方、基準そのものの見直し等は今後の課題として  
継続して検討していくものとする。

### 4. 臨時的措置解除の時期

GPマーク表示の上で混乱をきたさぬためには、相当の周知、準備期間が必要で  
あることから、平成 21 年 7 月 1 日から解除するものとする。

#### (本件に関するお問合せ先)

社団法人日本印刷産業連合会 グリーンプリンティング認定事務局

〒104-0041 東京都中央区新富 1-16-8 電話 03-3553-6051 FAX 03-3553-6079

Eメール [gp-nintei@jfpi.or.jp](mailto:gp-nintei@jfpi.or.jp) ホームページ <http://www.jfpi.or.jp>